



**適格退職年金の廃止が
迫っています!
今すぐ決断を…
他の企業年金への移行!!**

貴社の年金制度は適格退職年金ではありませんか?

平成24年3月末、適格退職年金は廃止されます。

適格退職年金以外の企業年金への早めの移行をお勧めします。

※企業年金に移行するためには、検討開始から行政の認可・承認まで、1年半～2年程度かかります。
一刻も早い決断をお願いします。

適格退職年金以外の企業年金は、事業主掛金を損金算入できる点では適格退職年金と同様ですが、従業員の年金受給権が保護され、従業員の老後所得の確保がより確実になります。従業員の安心は企業にとっても魅力ある人材確保、魅力ある企業づくりに欠かせません。

<適格退職年金の企業年金への移行支援本部>

厚生労働省・企業年金連合会

日本商工会議所・日本経済団体連合会・生命保険協会・信託協会

適格退職年金から企業年金への移行期限迫る！ 企業年金の選択肢は3つ！

(適格退職年金の資産の企業年金への非課税のままでの移行は平成24年3月末まで)

適格退職年金

平成24年3月末までに移行

<適格退職年金とは>
法人税法施行令附則第16条に定める14の適格要件の全てを満たし、国税庁長官の承認を得て設立された退職年金制度。昭和37年に創設、税制上の優遇措置は得られていたが、受給権保護が十分でないことから平成24年3月末で廃止される。

企業年金

確定給付型企业年金

① 厚生年金基金

- 将来の給付額が確定しており、原則終身年金として支給されます。
- 国の年金の一部を代行給付しています。
- 運用実績により掛金の追加拠出が必要となる場合があります。

② 確定給付企業年金 (基金型・規約型)

- 将来の給付額が確定しています。
- 適格退職年金とほぼ同じ仕組みのため、自社の退職金制度にあわせた給付設計ができます。
- 運用実績により掛金の追加拠出が必要となる場合があります。

③ 確定拠出年金(企業型)

- 従業員自らが運用し、運用実績により従業員ごとに給付額が変動しますが、従業員の意識の高い老後資産形成を促します。
- 拠出金が確定しているため、事業主も安心です。
- 従業員に対し、制度に関する十分な説明や投資教育を行う責任があります。

退職金共済

中小企業退職金共済

- 国の機関によって運営され、「中小企業」にのみ認められています。

ご相談は、

▶ 適格退職年金移行相談センター(企業年金連合会) **03-5401-8713**

▶ 企業年金連合会ホームページ <http://www.pfa.or.jp/>

▶ 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

移行に関する具体的なご相談は、貴社が適格退職年金の運営を委託している金融機関へ